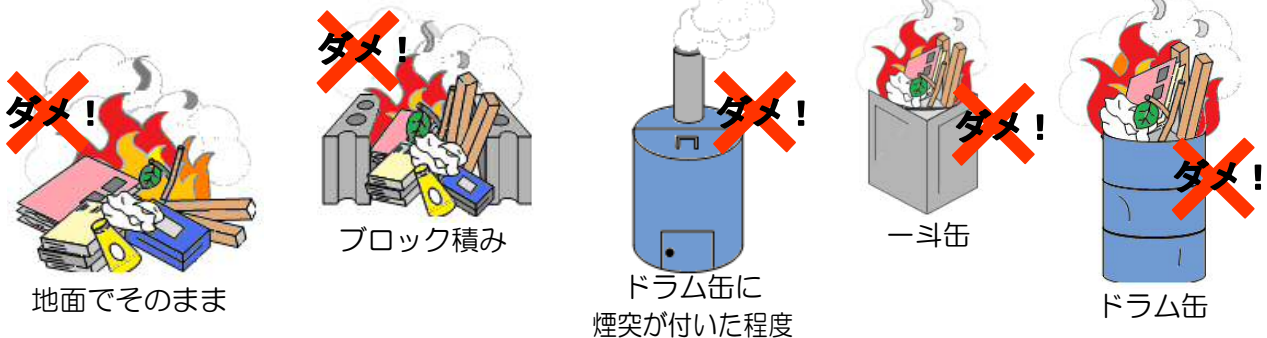


簡易な焼却炉や野外での焼却行為は禁止です。

「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（市条例）」により、規則で定める廃棄物焼却炉を用いなくて、廃棄物等を焼却することは原則禁止されています。廃棄物等は簡易な焼却炉等で燃やさず、指定の方法で収集に出す等、適正な処理に努めてください。

◆禁止されている焼却の例



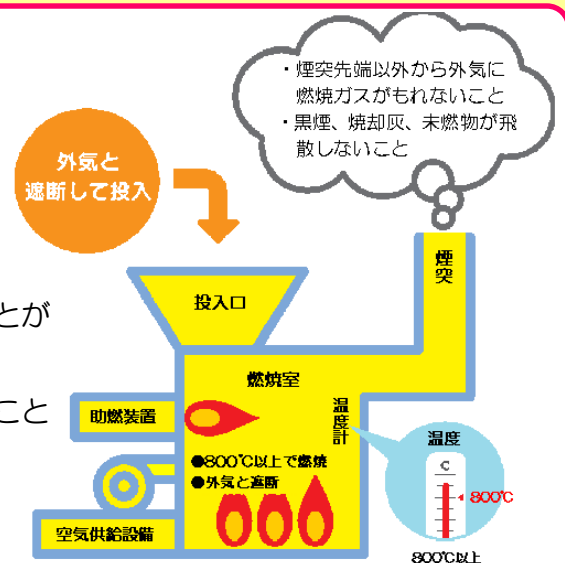
※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」でも簡易な廃棄物焼却炉等による焼却は原則禁止されています。なお、廃棄物処理法では、違反者に対する罰則等が定められています。

規則で定める廃棄物焼却炉

以下に掲げる構造に係る要件をすべて満たすこと

- 空気取入口及び煙突の先端以外から外気に燃焼ガスが漏れないこと
- 燃焼ガスの温度が800℃以上の状態で廃棄物等を焼却できること
- 燃焼に必要な量の空気の通風が行われること
- 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物等を燃焼室に投入することができること
- 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること
- 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること

※一定規模以上の廃棄物焼却炉については、届出等が必要です。



焼却禁止の例外となる廃棄物等の焼却

- ①震災等の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物等の焼却
- ②風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物等の焼却
- ③農業等を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物等の焼却
- ④日常生活を営む上で通常行われる廃棄物等の焼却であって軽微なもの

※②～④については、廃プラスチック類、ゴム、廃油及び皮革を含まないこと

上記の場合であっても、周辺の生活環境に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければなりません。
(例：時間帯、風向き、草などはしっかり乾かしてから燃やすなど)

事業者の方へ



1. 資源とごみは分別してリサイクルに努めましょう。

資源となるものについては分別し、資源回収しましょう。

また社内で従業員への教育を徹底し、リサイクルに努めましょう。

2. 事業活動に伴って生じたごみは、 専門業者に委託するなど適正に処理しましょう。

事業活動から出るごみは市で収集していません。ごみの区分に応じて下記の組合等にお問い合わせください。



◆資源回収業者等のお問い合わせ先

市外局番 (052)

品目	団体名	電話番号	FAX 番号
一般廃棄物	名古屋市一般廃棄物事業協同組合	961-5383	961-5339
産業廃棄物	(一社) 愛知県産業資源循環協会	332-0346	322-0136
古紙・機密書類	愛知県古紙協同組合	533-2371	533-2372
	名古屋リサイクル協同組合	582-3990	533-2372
古紙・古繊維・金属くず	名古屋再生資源協同組合	228-9371	228-9372

◆事業系廃棄物等のお問い合わせ先

市外局番 (052)

内容	担当部署	電話番号	FAX 番号
事業系一般廃棄物について	環境局資源化推進室	972-2390	972-4133
一般廃棄物許可業者について	環境局廃棄物指導課	972-2683	972-4132
産業廃棄物・廃棄物処理法について	環境局廃棄物指導課	972-2392	972-4132

市民の方へ



1. 資源とごみは分別して、指定の方法で収集に出しましょう。

分ければ資源、混ぜればごみ。しっかり分けてリサイクルに努め、市の指定の方法で収集に出しましょう。

2. 買物の仕方を工夫しましょう。

「買物袋を持って買物に行く」、「過剰包装を断る」、「使い捨て商品はなるべく買わない」、「再生品を選ぶ」、「洗剤や調味料などは詰め替え式のものを選ぶ」等、買物をする時でもできるだけごみを減らす工夫をしましょう。



◆焼却等のお問い合わせ先

市外局番 (052)

内容	担当部署	電話番号	FAX 番号
焼却・市条例について	北東部公害対策担当 (担当区：千種・昭和・守山・名東)	778-3108	778-3110
	北西部公害対策担当 (担当区：東・北・西・中村・中)	523-4613	523-4634
	南東部公害対策担当 (担当区：瑞穂・南・緑・天白)	823-9422	823-9425
	南西部公害対策担当 (担当区：熱田・中川・港)	651-6493	651-5144
	環境局大気環境対策課	972-2674	972-4155
家庭ごみの出し方等について	お住まいの区の環境事業所		